特別清算開始

令和８年（ヒ）第１号
徳島県阿南市宝田町荒井２０番地
清算株式会社　株式会社ＫＳ商会
代表清算人　坂本　宗彦
１　決定年月日　令和８年５月２９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所阿南支部

特別清算終結

令和8年（ヒ）第3009号
大阪市中央区道修町一丁目６番７号ＪＭＦビル北浜０１（９階）
清算株式会社　株式会社ＨＮ
１　決定年月日　令和8年6月1日
２　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第２０６９号
東京都品川区西五反田五丁目７番３号
清算株式会社　HiCustomer株式会社
１　決定年月日　令和８年６月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２００９号
東京都千代田区神田東松下町17番地13
清算株式会社　ワイケーホールディングス株式会社
代表清算人　岡本　成道
１　決定年月日　令和８年５月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　各協定債権者は清算株式会社に対し、各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以　上
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第１号
北海道小樽市朝里川温泉１丁目８６番地８
清算株式会社　株式会社ＰＧＮ
代表清算人　江口信幸
１　決定年月日　令和８年５月２９日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち、令和８年３月１６日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の０．０８６８９１８％の金員（１円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
２　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項に適用するものとする。
札幌地方裁判所小樽支部

小規模個人再生による再生手続開始